

部長会議付議事案書（令和 8 年 7 月 2 日）

No.	(1) 事案名	(2) 提案趣旨（要点をまとめて簡潔に）
報告 5	熱中症予防のために暑さをしのげる施設・店舗の一元化に向けた取組について	

提案課・報告者	資料
健康づくり課 大庭 孝浩	有

本市では、熱中症予防のため、市民が暑さをしのぐことができる施設・店舗として、「熱中症予防協力施設」と「クーリングシェルター」を設けています。

熱中症予防協力施設は、高齢者を主眼において平成24年度から本市独自の取組として高齢介護課が実施してきたもので、運用当初は「クールシェルター」と呼称していました。一方、クーリングシェルターは、気候変動適応法の改正に伴い、令和6年度から運用を開始したものであり、災害級の暑さから市民の健康を守る観点から、健康づくり課が所管してきたものです。

両制度は、その目的が類似していることから、今年度、熱中症予防協力施設の所管を健康づくり課に移管しました。

今後は、熱中症予防協力施設とクーリングシェルターの役割を市民に分かりやすく整理し、一元的な取組として推進していくため、熱中症予防協力施設の名称を、神奈川県が所管する施設で使用している「クーリングスポット」に変更します。併せて、クーリングシェルターとして指定している施設・店舗についても、すべてクーリングスポットとして位置付けられるよう、働きかけを進めていくものです。

(3) 概要	(4) 経過（いつ・何を（が）・どうしたか）		
1 熱中症予防協力施設の名称変更 本年7月15日付で「熱中症予防協力施設」の名称を、神奈川県が所管する施設で使用されている「クーリングスポット」に変更し、市民への周知と利用促進を図る。 2 クーリングスポット登録店舗・施設の拡充 「クーリングシェルター」に登録している店舗等が全て「クーリングスポット」となるよう働きかけを行う。	いつ	何を（が）	どうしたか（主体・内容）
	H24	クールシェルター	市内の公共施設や店舗等をひと涼みできる場所として登録、運用開始【高齢介護課】
	R6.4	クーリングシェルター	気候変動適応法に基づき指定運用開始【健康づくり課】
	//	クールシェルター	クーリングシェルター導入に伴い、呼称の分かりにくさから「熱中症予防協力施設」に名称変更【高齢介護課】
	R8.4	熱中症予防協力施設	所管を高齢介護課から健康づくり課に移管
(5) 今後の進め方（いつ・どうするか）	いつ	どうするか	
R8.7		熱中症予防協力施設をクーリングスポットに名称変更	
//		HP等で市民への周知	
今夏～		クーリングシェルター指定施設等にクーリングスポットへの登録を働きかけ	
		1	

熱中症予防のために暑さをしのげる施設・店舗の一元化に向けた取組について

1. 概要

本市では、熱中症予防のために暑さをしのげる協力施設・店舗が2種類あります。「熱中症予防協力施設（秦野市独自の名称。各自治体で異なる。）」と「クーリングシェルター（気候変動適応法に基づき市町村が定めた施設）」です。

今年度から「熱中症予防協力施設」の所管を高齢介護課から健康づくり課に移管したことに伴い、「熱中症予防協力施設」と「クーリングシェルター」の役割をわかりやすく整理するため、「熱中症予防協力施設」の名称を、神奈川県が所管する施設で使用されている名称である「クーリングスポット」に変更します。

今後は、クーリングシェルターに指定している施設・店舗がすべて「クーリングスポット」となるよう、協力店舗等に働きかけます。

2. 熱中症予防協力施設とクーリングシェルターの違い

項 目	熱中症予防協力施設	クーリングシェルター
事業内容	公共施設や店舗等を暑中のひと涼みできる休憩場所として提供	熱中症特別警戒アラート(県内の5地点すべての暑さ指数情報提供地点において、暑さ指数の予測値が35に達する、10年に1度あるかないかの危険な暑さの場合に発表されるもの)が発表されたときに開放
法的根拠	なし	気候変動適応法第21条
条 件	なし	・冷房設備を有すること ・熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、開放可能日時に住民等に開放すること ・1人当たりの空間を適切に確保すること
公 表	一部の施設名称等を市ホームページで掲載	施設等の名称、所在地、開放可能日及び受入可能人数等を市ホームページで掲載

3. 今後の取組

(1) 名称の変更

「熱中症予防協力施設」→「クーリングスポット」に変更

(2) クーリングスポット登録施設・店舗の拡大

熱中症予防の取組を進めるため、「クーリングシェルター」に指定されている全ての登録施設・店舗が「クーリングスポット」となるよう、協力施設等に働きかけを行います。

